

令和5年7月25日
庁 議 資 料

専決処分の報告について

このことについて、下記事案を専決処分したので報告します。

- | | |
|----------|--|
| 1. 内 容 | 令和5年5月24日（水）午後9時00分頃、狛江市猪方四丁目12番8号先多摩川土手天端で狛江市消防団第3分団が和泉多摩川教習所で訓練していた際に、ウォーキングをしていた損害賠償の相手方が土手天端に延長していた充水ホースに躓き、転倒し、負傷したことについて、市が損害賠償するものです。 |
| 2. 損害賠償額 | 40,570円 |
| 3. 専決処分日 | 令和5年7月24日 |